

## 私立学校生徒学費軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立高等学校等、私立中学校(中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。)及び私立小学校(以下「私立学校」という。)の生徒の入学金及び授業料(以下「学費」という。)の保護者等の負担軽減を図るため、神奈川県内に設置されている私立学校の設置者(以下「設置者」という。)が行う学費軽減事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

(1) 私立高等学校等

次に掲げる学校のうち私立の学校をいう。

- ア 高等学校(専攻科及び別科を除く。)
- イ 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。)
- ウ 専修学校の高等課程

(2) 生徒

次のいずれかに掲げる者をいう。

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒
- イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給資格を有する者
- ウ 神奈川県私立高等学校等修学支援事業(学び直しへの支援)補助金(以下「学び直し支援金」という。)交付要綱第3条各号に掲げる要件を満たす者

(3) 保護者等

次のいずれかに掲げる者をいう。

- ア 学校教育法第16条に規定する保護者(法人である未成年後見人及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長その他の文部科学省令で定めるものを除く。)
- イ アに掲げる者がいない場合、生徒(当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合は、当該他の者)

(4) 家族数

保護者等並びにその者の所得税法(昭和40年法律第33号)上の控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をいう。

(5) 所得金額

次に掲げるいずれかの金額をいう。

- ア 保護者等が給与所得のみで生計を維持している場合は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額
- イ 保護者等が給与所得以外の所得で生計を維持している場合は、総収入金額から所得税法により算出した必要経費及び事業専従者控除額を差し引いた後の金額
- ウ 保護者等がア及びイの所得を有する場合は、それぞれの金額の合計額

(6) 生活保護世帯等

保護者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である世帯(以下「生活保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付受給者である世帯をいう。

(7) 道府県民税所得割非課税及び市町村民税所得割非課税世帯

保護者等が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 2 号及び第 292 条第 1 項第 2 号に規定する道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）所得割及び市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）所得割が非課税である世帯をいう。

(8) 生活保護相当世帯

保護者等の所得金額が、生活保護世帯に相当する世帯として知事が別に定める基準額の範囲内である世帯（次条ただし書第 1 号に該当するものに限る。）をいう。

(9) 道府県民税所得割非課税及び市町村民税所得割非課税相当世帯

保護者等の所得金額が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 2 号及び第 292 条第 1 項第 2 号に規定する道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）所得割及び市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）所得割が非課税である世帯に相当する世帯として知事が別に定める基準額の範囲内である世帯（次条ただし書第 1 号に該当するものに限る。）をいう。

(10) 多子世帯

15 歳以上 23 歳未満の扶養している子ども（同条第 2 号アに規定する学齢生徒を除く）が 3 人以上いる世帯をいう。

(11) 算定基準額

高等学校就学支援金の支給に関する法律施行令第 1 条第 2 項に規定する算定基準額（補助対象事業等）

第 3 条 県は、設置者が私立高等学校等にあつては別表第 1－1、私立中学校及び私立小学校にあつては別表第 1－2 に掲げる補助対象事業について各表に掲げる学費軽減対象者の要件をみたす者に対し、私立高等学校等にあつては別表第 2－1、私立中学校及び私立小学校にあつては別表第 2－2 に掲げる生徒 1 人当たりの補助金算出単価と同額以上の学費の軽減を行う場合に、同表に掲げる生徒 1 人当たりの補助金算出単価を上限として、設置者に補助するものとする。

なお、生徒一人当たりの補助金算出単価に 10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

ただし、次のいずれかの事由が発生した場合には、当該各号の定めによることができるものとする。

(1) ア 保護者等（前条第 3 号アに該当する場合は、主にその者の所得により生計を維持する者）が、会社都合による退職（定年、任期満了を除く。）、被災、倒産（破産によらない廃業は除く。）、障害認定、3 か月を超える長期療養、死亡、離婚（別居は除く。）、その他これらに相当する事由（死亡、離婚その他これらに相当する事由については私立中学校及び私立小学校のみ）により本年中の所得金額が著しく減少し、授業料の納付が困難である場合

その事由が生じた月の属する年の所得金額が知事が別に定める基準額の範囲内である場合、その年の 4 月から学費軽減の対象にすることができる。また、4 月から 12 月までに当該事由が発生した場合で、その月の属する年の翌年中の所得金額が引き続き知事が別に定める基準額の範囲内である場合、翌年度の当初から学費軽減の対象にすることができる。ただし、同じ事由で 2 回申請することはできない。

イ 1 号のアの規定に掲げた事由により、保護者等の所得金額が著しく減少し、授業料の納付が困難となった場合で、その後も継続的に低所得により授業料の納付が困難である場合（ただし、当該生徒が私立中学校及び私立小学校に在籍する場合に限る）

1 号のアにより学費軽減の対象となった年度の翌年度以降においても、所得金額等が知事が別に定める基準額の範囲内である場合、当該生徒の在籍する課程が修了するまでの間、継続して学費軽減の対象とすることができる。

(2) 生徒が転入、退学等をした場合

転入者にあつては転入した月の翌月（ただし、月の初日に転入した場合は、転入したその月）から、退学者にあつては退学したその月まで、学費軽減の対象にすることができる。この場合、生徒1人当たりの補助金算出単価は、入学金軽減事業にあつては当該単価の金額、授業料軽減事業にあつては当該単価を12で除した額を1月の額として算出するものとする。

（設置者における審査書類等）

第4条 設置者は、保護者等が提出する学費軽減申請書（第1号様式）及び次項に掲げる書類又は知事より提供された保護者等の算定基準額により審査し、学費軽減対象者を決定するものとする。

2 前項の学費軽減申請書（第1号様式）には、次の各号に定める書類を添付させなければならない。

(1) 別表第4に掲げるいずれかの書類。ただし、高等学校等就学支援金の申請において添付している場合は、不要とする。

(2) 前条ただし書第1号に該当する場合は、別表第3に定める書類

3 設置者は、保護者等に対して、学費軽減決定通知書（第2号様式）又は軽減額がわかるその他の書類により軽減決定を通知し、軽減措置を講ずるとともに、軽減措置完了後、当該保護者等から学費軽減証書（第3号様式）を受領又は保護者等が軽減措置を受けたことがわかるその他の書類を保管しなければならない。

（申請書の提出期限）

第5条 規則第3条第1項の規定により私立学校生徒学費軽減事業補助金交付申請書（第4号様式）の提出期限は、知事が別に定める日とする。

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定による条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

(4) 設置者は、この学費軽減制度の内容を学校の募集要項等に記載し、保護者等に広く周知徹底されるよう努めなければならない。

（変更の承認）

第7条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、私立学校生徒学費軽減事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、前条第1号の規定に基づく私立学校生徒学費軽減事業変更承認申請書の提出は、知事が別に定める期間内に行うものとする。

（申請の取り下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から10日以内とする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、私立学校生徒学費軽減事業実績報告書（第6号様式）により県の会計年度終了後10日以内に行わなければならない。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた設置者は、学費軽減事業に係る経理についての帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間（第3条ただし書第1号に該当する場合（私立高等学校等のうち、私立専修学校高等課程にかかるものを除く。）は5年間）保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

(届出事項)

第12条 補助金の交付を受けた設置者は、住所、設置者名、理事長名、学校所在地又は学校名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届けなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の私立高等学校生徒の学費軽減事業補助金交付要綱及び私立専修学校高等課程生徒の学費軽減事業補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成3年度に交付決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成11年3月31日以前に在学している生徒は、平成13年3月31日までの期間、別表第1及び別表第2については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を適用する私立中学校並びに私立小学校の生徒とは、平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間に学校に在学している生徒をいう。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を適用する私立中学校並びに私立小学校の生徒とは、平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間に学校に在学している生徒をいう。
- 3 この要綱中における生活保護相当世帯及び住民税非課税相当世帯に係る部分のこの要綱の適用は、平成14年4月1日から平成17年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を適用する私立中学校並びに私立小学校の生徒とは、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に学校に在学している生徒をいう。
- 3 この要綱中における生活保護相当世帯及び住民税非課税相当世帯に係る部分のこの要綱の適用は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 10 月 14 日から施行する。

2 改正後の別表第 2-1 の適用は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行日前から引き続き私立高等学校又は私立専修学校高等課程に在学する者に対しこの要綱の施行日以降に設置者が行う学費の軽減のうち、別表第 2-1 において所得区分Ⅰ及び所得区分Ⅱに該当する生徒一人当たりの授業料補助金算出単価については 182,400円(年額)、所得区分Ⅲに該当する生徒一人当たりの授業料補助金算出単価については 121,800円(年額)、所得区分Ⅳに該当する生徒一人当たりの授業料補助金算出単価については 121,200円(年額)とする。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年 4 月 1 日前から引き続き私立高等学校又は私立専修学校高等課程に在学する者に対しこの要綱の施行日以降に設置者が行う学費の軽減のうち、別表第 2-1 において家計急変Ⅰに該当する生徒一人当たりの授業料補助金算出単価については 118,800円(年額)、家計急変Ⅱに該当する生徒一人当たりの授業料補助金算出単価については 59,400円(年額)とする。

3 平成 27 年 4 月 1 日前から引き続き私立高等学校又は私立専修学校高等課程に在学する者については、家計急変Ⅲは適用しない。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項及び第 3 項は平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 2 条第 2 号イ及びウの規定については、平成 31 年 4 月 1 日以降に私立高等学校等に入学（転入学、編入学を含む。）する生徒に適用し、同年 3 月 31 日に在学する生徒については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1-1 (第3条関係)

補助対象事業	学費軽減対象者の要件		
	生徒及び保護者等	所得金額等	
授業料	<p>次に掲げるいずれの要件も満たす者を対象とする。</p> <p>1 第2条第2号イ及びウに該当する生徒が神奈川県内に設置の私立高等学校等に在学すること。</p> <p>ただし、第3条ただし書第1号に該当する場合は、神奈川県内に設置の学校法人立の私立高等学校等に在学すること。</p> <p>2 第2条第2号イ及びウに該当する生徒及び保護者等が神奈川県内に住所を有すること。</p> <p>ただし、第2条第3号イに該当する生徒にあっては、住所にかかわらず神奈川県内に勤務するものも対象とする。</p>	所得区分Ⅰ	<p>1 生活保護世帯である場合</p> <p>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付受給者である場合</p>
		所得区分Ⅱ	道府県民税所得割非課税及び市町村民税所得割非課税世帯である場合
		所得区分Ⅲ～Ⅶ	保護者等の算定基準額が、知事が別に定める基準額の範囲内である場合
		家計急変Ⅰ及びⅡ	<p>第3条ただし書第1号に該当し、次に掲げるいずれかの要件を満たすものを対象とする。</p> <p>[家計急変Ⅰ]</p> <p>1 生活保護相当世帯である場合</p> <p>2 道府県民税所得割非課税及び市町村民税所得割非課税相当世帯である場合</p> <p>[家計急変Ⅱ]</p> <p>3 保護者等の所得金額が、知事が別に定める基準額の範囲内である場合</p>
入学金	授業料軽減の対象者であること。		

別表第1-2(第3条関係)

補助対象事業	学費軽減対象者の要件		
	生徒及び保護者等	所得金額等	
授業料	<p>次に掲げるいずれの要件も満たす者を対象とする。</p> <p>1 第2条第2号アに該当する生徒が神奈川県内に設置の学校法人立の私立中学校又は私立小学校に在学すること。</p> <p>2 第2条第2号アに該当する生徒及び保護者等が神奈川県内に住所を有すること。</p> <p>3 第3条ただし書第1号に該当すること。</p> <p>4 家計急変Ⅳについては、第3条ただし書第1号イに該当する場合をいう。</p>	家計急変Ⅰ	生活保護相当世帯である場合
		家計急変Ⅱ	道府県民税所得割非課税及び市町村民税所得割非課税相当世帯である場合
		家計急変Ⅲ	保護者等の所得金額が、知事が別に定める基準額の範囲内である場合
		家計急変Ⅳ	保護者等の所得金額及び資産額が、知事が別に定める基準額の範囲内である場合
入学金	補助対象としない。		



別表第 2 - 1 (第 3 条関係)  
生徒一人当たりの補助金算出単価

授 業 料	所得区分Ⅰ	60,000 円 (年額)
	所得区分Ⅱ	60,000 円 (年額)
	所得区分Ⅲ	60,000 円 (年額)
	所得区分Ⅳ	337,200 円 (年額)
	所得区分Ⅴ 多子世帯以外	74,400 円 (年額)
	所得区分Ⅴ 多子世帯	337,200 円 (年額)
	所得区分Ⅵ 多子世帯	337,200 円 (年額)
	所得区分Ⅶ 多子世帯	74,400 円 (年額)
	家計急変Ⅰ	396,000 円 (年額)
	家計急変Ⅱ	396,000 円 (年額)
入 学 金	所得区分Ⅰ及びⅡ並びに家計急変Ⅰ	210,000 円
	所得区分Ⅲ、Ⅳ及びⅤ並びに家計急変Ⅱ	100,000 円

- ※ 私立高等学校等の通信制の課程に通う生徒並びに学び直し支援金を受給している生徒の生徒一人当たりの授業料補助金算出単価は所得区分Ⅰ～Ⅲについては 159,000 円、家計急変Ⅰ及びⅡについては 297,000 円とする。
- ※ 所得区分Ⅰ～Ⅶの授業料補助金算出単価については、設置者が定める授業料又 456,000 円のいずれか低い額から、高等学校等就学支援金受給額又は学び直し支援金受給額を控除した後の金額が、生徒一人当たりの授業料補助金算出単価を下回る場合には、控除した後の金額をもって授業料補助金算出単価の上限額とする。
- ※ 単位当たりの授業料を定める私立高等学校等に通う生徒が、第 3 条ただし書第 2 号によらず当初設定する履修期間を短く設定したことにより、当該学校に在籍する期間が 12 か月ではない場合、授業料補助金算出単価又は設置者が定める授業料に当該生徒が履修する単位数を乗じて算出される授業料から高等学校等就学支援金受給額又は学び直し支援金受給額を控除した後の金額のいずれか低い額をもって授業料補助金算出単価の上限額とする。
- ※ 家計急変Ⅰ及びⅡの授業料補助金算出単価については、生徒一人当たりの授業料補助金算出単価から、高等学校等就学支援金受給額又は学び直し支援金受給額を控除した後の金額を上限額とし、設置者が定める授業料を超えない範囲で支給する。

※ 所得区分Ⅲ、Ⅳ及びⅤ並びに家計急変Ⅱの入学金補助金算出単価については、設置者が定める入学金から県立高等学校における入学金を控除した後の金額が、生徒一人当たりの入学金補助金算出単価を下回る場合には、控除した後の金額をもって入学金補助金算出単価の上限額とする。

別表第2-2 (第3条関係)

生徒一人当たりの補助金算出単価

授 業 料	家計急変Ⅰ	168,000円 (年額)
	家計急変Ⅱ	149,000円 (年額)
	家計急変Ⅲ	90,000円 (年額)
	家計急変Ⅳ	第3条ただし書第1号アにより学費軽減の対象となった年度の補助対象額による

別表第3 (第3条ただし書第1号、第4条第2項第2号関係)

(1) 私立高等学校等

区 分	所得金額の算出	必要書類
保護者等の本年中の所得金額が退職等により著しく減少した場合	本年中の所得金額	ア 保護者等の退職等を証明する書類 イ 本年中の所得金額を証明する書類 ウ 前年中の所得金額を証明する書類 エ 家族数を確認できる書類

(2) 私立中学校及び私立小学校

区 分	所得金額の算出	必要書類
保護者等が死亡、離婚等により変更した場合	新たに保護者等となる者の本年中の所得金額	ア 保護者等の死亡、離婚等を証明する書類 イ 新たな保護者等の本年中の所得金額を証明する書類 ウ 変更前の保護者等の前年中の所得金額を証明する書類 エ 家族数を確認できる書類

保護者等の本年中の所得金額が退職等により著しく減少した場合	本年中の所得金額	ア 保護者等の退職等を証明する書類 イ 本年中の所得金額を証明する書類 ウ 前年中の所得金額を証明する書類 エ 家族数を確認できる書類
第3条ただし書第1号イに該当する場合	本年中の所得金額 申請時点の保護者等の資産額（資産額は自己申告とする）	ア 保護者等の退職等を証明する書類 イ 本年中の所得金額を証明する書類 ウ 家族数を確認できる書類

別表第4（第4条第2項第1号関係）

事由	書類名
(1) 個人番号を利用する場合	個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード）の写し 個人番号が記載された住民票
(2) 保護者等が道府県民税及び市町村民税の全額を特別徴収の方法により納付する者である場合	課税証明書
(3) 保護者等が道府県民税及び市町村民税の全額を普通徴収の方法により納付する者である場合	市区町村長が発行する補助金交付年度の市町村民税及び県民税納税通知書（写し） 又は課税証明書
(4) 生活保護世帯の生徒である場合	福祉事務所の長が発行する生活保護受給証明書
(5) 中国残留邦人等にかかる支援給付受給者の世帯	実施機関の長が発行する支援給付受給証明書

※ (1)に掲げる書類については、第1号様式別紙1に貼付の上、添付する。通知カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第7条第1項に規定する通知カード）の写しを使用することは、原則として不可とする。ただし、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）に変更すべき事由が生じておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の改正日（令和2年5月25

日) 以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、通知カードの写しを(1)に掲げる書類の代用として使用することができる。

- ※ (2)及び(3)に掲げる書類を添付する場合、当該書類に「課税所得額(課税標準額)」、「調整控除の額(市町村民税相当分)」の記載がない場合、これらの事項がわかる書類を併せて添付する。

学校設置者 理事長(代表者)様

## 学 費 軽 減 申 請 書

(学費補助金申請用)

学費軽減について、「個人番号」又は「所得を証明する書類」等を添えて申請します。		生徒 ID(学校記入)	整理番号(学校記入)
学校名	高等学校 中等教育学校(後期課程) 専修学校高等課程 中学校 小学校 中等教育学校(前期課程)	課程 全日制 通信制	学科・分野
		学年 年	クラス
ふりがな 申請者氏名 (保護者等)	ふりがな 生徒氏名		
生徒住所	電話 番号		

**【保護者等の収入の状況について】**

収入の状況について書類を添付する保護者等の氏名、生徒との続柄及び住所を記載してください。

	氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
保護者等	住所		住所	
	申請する年の1月1日現在の市区町村までの住所		申請する年の1月1日現在の市区町村までの住所	
	都 道 市 区 府 県 町 村		都 道 市 区 府 県 町 村	

添付書類について、該当するものを選択してください。

次の保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付します。
保護者(両親)2名分 (生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合)
保護者1名分 (離婚、死別により親権者が1人または親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、もう一方の親権者の書類を添付できない場合)
未成年後見人___名分 (親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合)
生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分 (生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合)
生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 (生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合。入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合。生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合。生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合。等)
生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)

※ 個人番号カードの写し等を添付する場合は、第1号様式別紙1に貼付の上、必要事項を記載の上、提出します。ただし高等学校等就学支援金申請時に同書類を添付している場合、または高等学校等就学支援金オンライン申請システム(E-shien)に個人番号を入力している場合は、該当箇所のみ行い、書類は添付しません。なお、高等学校等就学支援金申請時に提出している個人番号について、本補助金の審査に利用することを同意します。

※ 転編入学等により、入学金納付の義務がある且つ過去に神奈川県生徒学費補助金において入学金補助を受給したことがない場合は、第1号様式別紙2を記載の上、併せて提出します。(新1年生の申請においては記載しません。)

学校受付日(学校記入)

年 月 日

学校設置者 理事長(代表者)様

## 学 費 軽 減 申 請 書

(緊急支援補助金申請用)

学費軽減について、「所得を証明する書類」等を添えて申請します。

		生徒 ID(学校記入)	整理番号(学校記入)
学校名	高等学校 中等教育学校(後期課程) 専修学校高等課程 中学校 小学校 中等教育学校(前期課程)	課程 全日制 通信制	学科・分野
		学年 年	クラス
ふりがな		ふりがな	
申請者氏名 (保護者等)		生徒氏名	
生徒住所		電話番号	

**【保護者等の収入の状況について】**

保護者等	氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
	住所		住所	

学校受付日(学校記入)

年 月 日

第2号様式

学費軽減決定通知書（保護者用）

学 校 名	学科名	学年	クラス	生 徒 名	保護者名

学 費 軽 減 額 内 訳

学費区分	学則に定める額	学費軽減	
		軽減額	期 間
入学金	円	円	年度分
授業料			年 月分から 年 月分まで

上記のとおり学費の一部を軽減します。

年 月 日

学校法人（名）

理事長（氏名）  
（設置者）

学費軽減決定通知書（学校用）

学 校 名	学科名	学年	クラス	生 徒 名	保護者名

学 費 軽 減 額 内 訳

学費区分	学則に定める額	学費軽減	
		軽減額	期 間
入学金	円	円	年度分
授業料			年 月分から 年 月分まで

上記のとおり学費の一部を軽減します。

年 月 日

学校法人（名）

理事長（氏名）  
（設置者）

学 費 軽 減 証 書

上記学費軽減決定通知書のとおり学費の一部が軽減されたことを証します。

年 月 日

保護者 住 所

氏 名



第4号様式

私立学校生徒学費軽減事業補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

学校法人住所  
(設置者住所)  
学校法人名  
理事長名  
(設置者名)  
学校所在地  
学校名  
郵便番号及び  
電話番号

年度私立学校生徒学費軽減事業について補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の目的及び内容

2 交付申請額\_\_\_\_\_円

ただし、入学金\_\_\_\_\_人分\_\_\_\_\_円

授業料\_\_\_\_\_人分\_\_\_\_\_円

3 添付書類

第5号様式

私立学校生徒学費軽減事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

学校法人住所  
(設置者住所)  
学校法人名  
理事長名  
(設置者名)  
学校所在地  
学校名  
郵便番号及び  
電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた私立学校生徒学費補助金に係る事業を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止・廃止)の内容及び理由

2 変更交付申請額 \_\_\_\_\_円

ただし、入学金 \_\_\_\_\_人分 \_\_\_\_\_円

授業料 \_\_\_\_\_人分 \_\_\_\_\_円

3 既交付決定額 \_\_\_\_\_円

4 増減額 \_\_\_\_\_円

5 添付書類

第6号様式

私立学校生徒学費軽減事業実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

学校法人住所  
 (設置者住所)  
 学校法人名  
 理事長名  
 (設置者名)  
 学校所在地  
 学 校 名  
 郵便番号及び  
 電 話 番 号

年 月 日付で交付決定を受けた私立学校生徒学費軽減事業補助金の実績を関係書類を添えて次のとおり報告します。

金 \_\_\_\_\_ 円也

(内訳)

	入 学 金	授 業 料	合 計
交付決定額	人分	人分	円
	円	円	
実 績 額	人分	人分	円
	円	円	
差 引 額	円	円	円

添付書類

## 個人番号カード（写）等貼付台紙

私立学校生徒学費補助金申請のため、保護者等の個人番号を\_\_\_\_名分提出します。

個人番号カードの写し又は通知カードの写しを貼り付けた上で、**太枠**の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。

学校	名称	
	種類・課程・学科等	
	整理番号	
生徒	ふりがな	
	氏名	
	学年・クラス・出席番号等	
保護者等	個人番号	<p style="text-align: center;"><b>保護者等の</b></p> <p style="text-align: center;">個人番号カード（裏面）<b>写し</b>貼付欄</p> <p style="text-align: center;">《通知カードは原則として使用できません。》</p> <p style="text-align: center;">ただし、注②に該当する場合は使用できます。</p> <p style="text-align: center;"><b>個人番号が記載されている面を上にして、</b></p> <p style="text-align: center;">貼り付けてください。</p>
	<input type="text"/>	
	氏名	
	<input type="text"/>	
	生年月日	
昭和 平成	____年____月____日	
保護者等	個人番号	<p style="text-align: center;"><b>保護者等の</b></p> <p style="text-align: center;">個人番号カード（裏面）<b>写し</b>貼付欄</p> <p style="text-align: center;">《通知カードは原則として使用できません。》</p> <p style="text-align: center;">ただし、注②に該当する場合は使用できます。</p> <p style="text-align: center;"><b>個人番号が記載されている面を上にして、</b></p> <p style="text-align: center;">貼り付けてください。</p>
	<input type="text"/>	
	氏名	
	<input type="text"/>	
	生年月日	
昭和 平成	____年____月____日	

注) ①個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

年 月 日

学校設置者 理事長（代表者） 殿

## 申 告 書

- 1 私立学校生徒学費軽減事業補助金において、入学金補助を受給したことがありません。
- 2 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日貴校に入学するにあたり、入学金を納付しました。
- 3 貴校に入学する前の高等学校等の在学期間は以下の通りです。

学校名	在籍期間	学校の種類・課程・学科
立	年 月 日 ～ 年 月 日	
立	年 月 日 ～ 年 月 日	

- 4 この申告書の記載内容は、事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合には、学校設置者の求めに従いその全額を即時返還します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

生徒氏名 \_\_\_\_\_

第1号様式別紙3

学校設置者 理事長（代表者）殿

健康保険証貼付台紙

生徒本人のほか、15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）2名分、合計3名分の健康保険証を提出します。また健康保険証を提出した子どもについては、保護者等が扶養しています。

保険証の写しを貼り付けた上で、**太枠**の箇所を手書きで記載してください。

		生徒ID(学校記入)	整理番号(学校記入)
学校名	高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校高等課程 中学校 小学校 中等教育学校（前期課程）	課程 全日制 通信制	学科・分野
		学年 年	クラス
保護者等	氏名	生徒との続柄	氏名
			生徒との続柄

生徒本人	氏名	<p align="center"><b>生徒本人の</b> 健康保険証の写し貼付欄</p> <p>※保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒塗りしてください。</p>
	生年月日	
	職業・学校名・学年等	
1人目 15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）	氏名	<p align="center"><b>15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）の</b> 健康保険証の写し貼付欄</p> <p>※保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒塗りしてください。</p>
	生年月日	
	職業・学校名・学年等	
2人目 15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）	氏名	<p align="center"><b>15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）の</b> 健康保険証の写し貼付欄</p> <p>※保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒塗りしてください。</p>
	生年月日	
	職業・学校名・学年等	

第4号様式(第1号様式・第6号様式) 須紙1(学費補助用) 補助金交付額算出表(申請・変更・実績)		【新制度用】		中学校一: 学校名:															
(送達経路区分)		所轄区分Ⅰ(生活保護世帯等)		所轄区分Ⅱ(住民税非課税世帯)		所轄区分Ⅲ(算出基準世帯等以下)		所轄区分Ⅳ(算出基準世帯等以下)		所轄区分Ⅴ(多子世帯(多子世帯(多子世帯)算出基準世帯以下)		所轄区分Ⅵ(多子世帯(多子世帯)算出基準世帯以下)		合計					
交付 月数	人 数 ①	補助金 算出 単価 ②	補助金 交付額 ①×② =③	人 数 ④	補助金 算出 単価 ⑤	補助金 交付額 ④×⑤ =⑥	人 数 ⑦	補助金 算出 単価 ⑧	補助金 交付額 ⑦×⑧ =⑨	人 数 ⑩	補助金 算出 単価 ⑪	補助金 交付額 ⑩×⑪ =⑫	人 数 ⑬	補助金 算出 単価 ⑭	補助金 交付額 ⑬×⑭ =⑮	人 数 ⑯	補助金 算出 単価 ⑰	補助金 交付額 ⑯×⑰ =⑱	
12		60,000																	
11		55,000																	
10		50,000																	
9		45,000																	
8		40,000																	
7		35,000																	
6		30,000																	
5		25,000																	
4		20,000																	
3		15,000																	
2		10,000																	
1		5,000																	
合計																			
(入学者数区分)		補助金算出単価		人数		補助金交付額													
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)	(p)	(q)	(r)
		210,000																	
		100,000																	
合計																			

資料科課長と入学者数課長の合計欄





第6期試験（第5期試験・第6期試験） 第2（学業成績） 学費経済費一覧表（申請・変更・実績）

学号	学年	学期	科目	学業成績										単位取得	単位修得率	留年	留年回数	留年率	留年理由	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312

第4号様式(第5号様式・第6号様式) 別紙1(学費補助用) 補助金交付額算出表(申請・変更・実績)

学校コード: \_\_\_\_\_  
 学校名: \_\_\_\_\_

【旧制度用】

交付 月数	所得区分1(生活保護世帯)			所得区分2(住民税所得額非課税世帯)			所得区分3(住民税所得額標準額以下)			所得区分4(住民税所得額標準額以下)			所得区分5(住民税所得額標準額以下)			合計	
	人 数 ①	補助金 算出 単価 ②	補助金 交付額 ①×② =③	人 数 ④	補助金 算出 単価 ⑤	補助金 交付額 ④×⑤ =⑥	人 数 ⑦	補助金 算出 単価 ⑧	補助金 交付額 ⑦×⑧ =⑨	人 数 ⑩	補助金 算出 単価 ⑪	補助金 交付額 ⑩×⑪ =⑫	人 数 ⑬	補助金 算出 単価 ⑭	補助金 交付額 ⑬×⑭ =⑮	人 数 ①+④+⑦+ +⑩+⑬	補助金 交付額 ③+⑥+⑨+ +⑫+⑮
12		182,400			182,400			121,800			121,200			74,400			
11		167,200			167,200			111,650			111,100			68,200			
10		152,000			152,000			101,500			101,000			62,000			
9		136,800			136,800			91,350			90,900			55,800			
8		121,600			121,600			81,200			80,800			49,600			
7		106,400			106,400			71,050			70,700			43,400			
6		91,200			91,200			60,900			60,600			37,200			
5		76,000			76,000			50,750			50,500			31,000			
4		60,800			60,800			40,600			40,400			24,800			
3		45,600			45,600			30,450			30,300			18,600			
2		30,400			30,400			20,300			20,200			12,400			
1		15,200			15,200			10,150			10,100			6,200			
合計	( )		( )	( )		( )	( )		( )	( )		( )	( )		( )	( )	( )

単価重複数  
 実補助数

(入学金軽減分)

補助金算出単価 (e)	人数 (b)	補助金交付額 (a)×(b)
100,000		
合計		

授業料軽減分と入学金軽減分の合計額





